

総合資源エネルギー調査会
電力・ガス事業分科会 第17回電力・ガス基本政策小委員会

日時 平成31年4月26日（金）13：00～14：42

場所 経済産業省本館17階 国際会議室

○下村電力産業・市場室長

それでは、定刻となりましたので、ただいまより総合資源エネルギー調査会第17回電力・ガス基本政策小委員会を開催します。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、ご多忙のところご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日、石村委員、村木委員、横山委員におかれましてはご欠席とのご連絡をいただいております。

今回、委員の変更がございましたので、ご紹介させていただきます。

前回まで本小委員会にご参加いただいております渡辺委員におかれましては、お申し出によりご退任、新たに牛窪委員にご就任いただいております。

○牛窪委員

みずほ銀行の牛窪と申します。よろしくお願いたします。

○下村電力産業・市場室長

また、電力需給に関する議題について専門的にご議論いただいております長井専門委員、森専門委員におかれましてはご退任となりまして、新たに海寶専門委員、大内専門委員にご就任いただいております。

○海寶専門委員

海寶でございます。よろしくお願いたします。

○大内専門委員

大内でございます。よろしくお願いたします。

○下村電力産業・市場室長

それでは、以降の議事進行は山内委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○山内委員長

皆さん、こんにちは。それでは、お手元の議事次第に従いまして議論に入りたいと思います。

プレスの方の撮影は、ここまでとさせていただきます。

議事次第、まず1つ目の議題が「電力・ガス小売全面自由化の進捗状況について」でございます。それから、2つ目に「ガス事業制度検討ワーキンググループにおける検討状況について」というのがございます。関連しておりますので、この2つを事務局からまとめてご説明いただいた後に審議とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○下村電力産業・市場室長

それでは、資料3、まずは電力・ガスの小売全面自由化の進捗状況の資料をごらんいただければと思います。

2ページをごらんください。

こちらは、新電力のシェアの定点観測でございます。直近の新電力のシェアは14.6%、高圧のシェアは24.4%となっております。

スライド3をごらんいただければと思います。

前回、川越オブザーバーから、大手電力や、その子会社を除いた動向についても示してほしいとご要請をいただきましたので、こちら、お示しさせていただいてございます。

こちらの棒グラフは、赤色で大手電力及びその100%子会社の域外進出を示してございまして、緑色でこれを除く新電力を示してございます。

一番左の棒グラフをごらんいただきますと、こちらが全体を示してございまして、大手電力等の域外進出は2.9%、これらを除く新電力のシェアは12.9%となっております。分野別で見いただきますと、例えば高圧分野では域外大手が6.3%、これらを除く新電力が20.6%と、こういったシェアになってございます。

スライド4をごらんいただければと思います。

こちらは、大手電力にとっての域内の離脱需要と域外の獲得需要を示したものでございます。例えば、スライド4の東京電力をごらんいただきますと、域内の離脱需要は20%強、域外での獲得需要は5%弱になっていると、こういう見方となっております。

スライド5から7は、これを特高、高圧、低圧と分野別に示したものでございます。例えば、スライド5は特高分野を示してございまして、例えばこれも中部電力をごらんいただきますと、域内での離脱需要よりも域外での獲得需要のほうが大きいといったことになってございます。

スライド8をごらんいただければと思います。

続きまして、分野別、それからエリア別の新電力のシェアの動向でございます。

スライド8の左下は特高、右下は高圧でございます。右下の高圧をごらんいただきますと、関西エリアなど一部のエリアを除きまして、引き続き総じて右肩上がりの傾向を示してございます。

スライド9は低圧のシェアでございます。こちら、引き続き右肩上がりの傾向でございます。スライド10をごらんいただければと思います。

こちらは低圧分野のスイッチングの状況を示してございまして、直近では、大手電力会社から新電力等へのスイッチング件数は915.5万件、大手電力内でのスイッチング件数は543.1万件ということで、合わせて1,459万件となっております。

スライド11は、新電力等から大手電力、あるいは新電力等から新電力等へのスイッチングの件数の推移でございます。

スライド12をごらんいただければと思います。

こちらは供給区域別のスイッチング件数を示したものでございます。それぞれのグラフごとに縦軸のスケールが異なる点にはご留意いただければと思いますけれども、エリアによって、例えば北海道や東北、東京といった地域ではオレンジ色、すなわち大手電力から新電力へのスイッチングが多くを占めている。他方で、中部、中国、沖縄といった地域では青色、すなわち大手内での規制料金メニューから自由料金メニューへの切りかえが多くなっているというふうな、エリアごとに多少の差異があるといった様子をごらんいただけるかと思っております。

スライド13をごらんいただければと思います。

昨年末時点の旧一般電気事業者10者を除く小売事業者の登録件数は532者ございましたところ、それぞれの需要実態をお示しするものでございます。

一番右の棒グラフをごらんいただきますと、供給実績のある事業者は416者、そのうち複数エリアで事業を行っている事業者は222者、さらに、そのうち9から10地域、ほぼ日本全国で供給を行っている事業者は49者と、このようになってございます。

スライド14をごらんいただければと思います。

こちらは卸電力取引所の取引量の動向でございまして、市場取引量は引き続き総需要の約3割といった水準で推移をしております。

スライド15をごらんいただければと思います。

こちらは取引価格の動向でございまして、このおよそ2カ月間の動向を右側のグラフに示してございますけれども、およそ3円から20円程度、平均でいうと約8円程度という推移でございまして、4月10日、春先ではございますけれども、非常に冷え込む日がございまして、こちらは市場価格が高くなっている日がございます。

電気は以上でございます。

○下堀ガス市場整備室長

続きまして、ガスの自由化の進捗についてご説明をいたします。

スライド17でございますけれども、新規の小売事業者の登録ですけれども、LPガス事業者で2社参入があったところでございます。これまでに69社が登録を行っているというところでございます。

次のスライド18ですけれども、他社へのスイッチング状況ということで、これまでの状況とおおむね傾向は同じでございますけれども、特に関東においては前月と比べて10万件ふえていて、左のグラフで伸び率の傾きを見ても、黄緑色の関東が今非常に伸びているという状況でございます。

自社のスイッチング件数、スライド19でございますが、こちらは、規制料金が残っている9事業者が自由料金に変えた件数というのは、家庭用では117万件、8.5%という傾向でございます。

スライド20の販売量におけるシェア、新規小売のシェアでございますけれども、家庭用で5.4%、工業用で16.1%で、合計は11.7%が新規小売という状況でございます。

最後のスライド21ですが、特に家庭用のエリア別の販売量のシェアを見ますと、やはり近畿が9.4。先ほど件数は関東が伸びていると申し上げましたが、シェアにおいては、関東地域においては、まだ3.9%という新規小売のシェアになっているという状況でございます。

以上で資料3についてはご説明を終わらせていただきまして、引き続き事務局からの説明として、資料4に基づきまして、このガスの自由化の進捗状況を踏まえつつ、この基本政策小委員会の下でガスのワーキンググループを行ってまいりまして、そこで3月末に結論を出した案件が2つございます。上部の組織であるこちらのほうに、ご報告をさせていただければと思います。

資料4でございますが、スライドの1でございます。

ガスのワーキンググループは、昨年9月から立ち上げました。開催趣旨は、①、②、③とありますけれども、昨年6月に閣議決定された規制改革実施計画において、ガスの小売市場における競争促進に関するテーマが盛り込まれたということ。それから、昨年7月に閣議決定されたエネルギー基本計画におきまして、やはりガス取引の活性化に向けた施策等の検討を進めると、より競争的な市場環境を整備することとされている。さらには、小売全面自由化前の制度設計において検討課題と残されていたものも含めて、しっかりガスの事業制度を検討するというものでございまして、ごらんのようなメンバーにご参加いただきまして、こちらの小委員会でもお世話になっております山内座長を初めとして、大石委員、それから柏木委員、松村委員にもガスのワーキングにも参加していただいているところでございます。

ご報告したい点が2つございまして、ガスの卸供給と一括受ガスでございます。

まず、ガスの卸供給につきましては、スライド3をごらんになっていただければと思いますが、先ほど競争がこういう状況で進んでいますとお話を申し上げたところでありますけれども、エリ

アによっては新規参入者がまだいないというエリアもございます。

そのスライド3の下表でございますけれども、いわゆる大手、第1グループと呼びます東京ガス、大阪ガス、東邦ガスさん、それから右側、紫色の第2グループ、いわゆる準大手でございます九州・福岡の西部ガスさん、北海道ガス、仙台市ガス、静岡ガス、広島ガス、それから九州・鹿児島の日本ガスさん、こういったところの、特に新規参入者の有無というところを見ますと、東京、大阪、名古屋、福岡には新規参入者ありますが、それ以外の地域では、まだ新規参入者がいないというのが実態でございます。

こういったところも踏まえまして、しっかり新規参入者が、やはりLNGをみずから調達して、基地を持って導管にガスを流すというのは、非常にハードルも高いというふうにも考えられますので、そういう新規参入者に対して、実際にこの支配的なガス、旧一般ガス事業者から、しっかり競争力のある価格で卸すことを事業者自主的に取り組んでいただくことを求めるといった制度設計を検討してまいりました。こちらで、今新規参入者がいないエリアにおいても新規参入者があったり、さらには既に新規参入がいて競争が起こっているエリアでも、多様なプレーヤーが出て、多様なメニューであったりサービスにつながっていくことを期待しているものでございます。

受け付け開始はことし、もうこの夏、7月ぐらいまでに料金表等を算定していただいて準備をしていただき、7月から受け付け開始で、今年度中には実際の卸供給を開始していただくことを目標としております。

次のスライドに、ポイントを少し補足として書かせていただきましたが、先ほど申し上げました競争力のある価格とは一体どういう価格かと申し上げますと、基本的なコンセプトとしては、いわゆる旧一ガスさんがガスをつくって、それで自社の小売に卸す価格と基本的には同じ考えで、新規の参入者にも卸すようにするべきだというご意見がございまして、そういうことを踏まえているわけでございますが、具体的には、そのスライド4の2つ目の丸ですけれども、需要場所ごとに、ガスの料金というのは供給量や時間流量で価格というのは決まってきた、その適用できる価格の標準メニューの最も低廉な小売料金から、その小売料金から小売に係る一定経費を控除する。そうすることによって、それが基本的には卸価格の上限価格となって、その上限価格の下で個別の価格交渉を可能にするという考えでございます。

じゃ、その小売に係る一定経費ってどういうものがあるんですかというところで、その※でございますけれども、ガス小売の家庭向け営業に係る労務費、いわゆる人件費であるとか、実際に栓をあけ閉めしたり消費機器保安であったりという小売供給の実務に関する経費、費用、それから広告宣伝費、こういったものが一定経費として考えられるということで、こういう結論になりまして、各社さんに実際に卸価格の上限の表をつくっていただいているという状況でございます。

実際、卸元事業者さんの卸価格競争というのもしっかり行われ得るということを踏まえ、価格そのものというものは非公開にするものの、一方で、きちんと利用事業者さんが、これが本当に適切な価格なのか、十分下がっているのかというのを疑義を生じた場合には、経済産業省のほうで、エネ庁と、それから必要に応じて電力・ガス取引監視等委員会さんと連携して、確認するスキームというのも別途構築しております。詳細な資料は、後ろの参考資料に載せております。

もう一つご報告事項がありまして、一括受ガスに関する検討を行ってまいりました。スライド6でございます。

一括受電につきましては、前回のこの小委員会でも議論をされていると思いますので、そのものというよりは、同じような形で、例えばマンションのような集合住宅において、管理事業者、管理組合さん等が小売事業者と1つの契約を結んだ後、ガスを受け渡すようなイメージでございます。

これは、ガスシステム改革小委員会、過去の小売全面自由化前の検討でも検討した上で、保安、受ガス実態、スイッチング選択枝等の観点を踏まえて、一括受ガスの許容はしないと過去でも整理されているものですが、改めてこちらの実現可能性について検討したというところでございます。

スライド7は、新規の事業者さんから一括受ガスに関するニーズといったものを聴取しまして、一括受ガスを制度化するか、または既存で一括受ガス状態の建物もありますので、そういったところはしっかり是正していただくか、そういう整理をしっかりとお願いしたいと。一括受ガス容認のメリットとしては、事業者にとっては、各需要家さんの契約をまとめることによって、販売経費等の圧縮や安価な料金メニューの適用が考えられるのではないかとご提案がございました。

そういったところも踏まえて、スライド8でございますけれども、議論をしたんですが、電気の高圧を受電して、そこから制圧して各戸に低圧電気を渡すという、一括受電の場合は受電実態があるのに対して、実際にガスの場合は、もうほとんど全ての場合において低圧で各需要家さんまで届いていますので、低圧で仮にまとめて受けて、それを低圧で受け渡すというのは、いわゆる付加価値といいますか、受ガス実態というものがちょっと考えられないというわけで、そういった状況においては、電気の場合でも、いわゆるホワイトラベルといって、需要家のスイッチングの選択枝の観点でも、電気のほうでも認められていないという形でございます、そういう形では、なかなか一括受ガスを認めるのは難しいのではないかと議論とか、保安等の議論もございまして、結論といたしましては、この2つ目の丸でございますけれども、新規参入者のニーズである需要家の利用メニューの多様化とか、販売経費等の圧縮、安価な料金メニューの適用というのは、需要家代理モデルを活用して、小売事業者の一括営業によりまして、ガス事業法上

の需要家保護とかスイッチング選択肢を確保しながら実現可能ではないかというふうにはワーキングのほうで整理されておりますので、そういう趣旨を踏まえて、今必要な事項をガイドラインに盛り込むような形で、事務局内で検討しているということでございます。

あわせて、不適切な状態にある一括受ガス状態の建物については、これも経済産業省のほうからしっかりと是正すべきというのを、一般ガス導管事業者や小売事業者、需要家向けにしっかりと、もう既に是正依頼文というのを昨年度中に送っておりまして、今後も適宜進捗を管理しながら是正に努めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について、ご質問あるいはご意見などがありましたらご発言願いますが、例によりまして、ご発言をご希望される際は名札を立てていただくこと、それから、関連するご発言については挙手をいただく、それで合図していただくということをお願いいたします。

どなたか、今のご説明について何かありますでしょうか。

川越オブザーバー、どうぞご発言ください。

○川越オブザーバー

ありがとうございます。

最初の資料の3の3ページ目の、大手電力の域外進出と新電力のシェアについての分析をいただきまして、ありがとうございます。引き続き、今後定期的にこのような情報を提供していただければと思っています。

1つだけ確認ですけれども、この3ページ目の全体の2019年1月で、新電力が12.9、域外大手2.9、合わせると15.8になりますが、それは、最初のページ、2ページ目の平均で14.6、新電力が進出しているというとの差分の1.2というのは、大手電力そのものの域外進出分だという解釈でよろしいでしょうか。

○下村電力産業・市場室長

はい、そのとおりでございます。

○川越オブザーバー

ありがとうございます。

○山内委員長

そのほか、いらっしゃいますか。

○大山委員

じゃ、1つちょっと教えていただきたいんですけども、最初の資料のほうの13ページ目に新電力の参入地域数というおもしろい資料があつて拝見したんですけども、これで、9地域以上のエリアで供給実績がある新電力というのが直近49者で、2年間で結構ぱぱっと、かなりふえているなという印象を持ったんですけども、ふえた会社の属性とか特性とかみみたいなもので共通軸みたいなものがもし何かあるようでしたら、ご教示いただければと思います

○下村電力産業・市場室長

ここでつぶさに個人名を挙げるのはちょっとご議論がありますけれども、この9から10地域のところ、会社数だけではなくて、全体的にまず事業者数がふえていらっしゃっております。

それから、特定の地域で事業を始められて、供給力のめどが立ち、例えばまた別のエリアも展開をしていくとか、そんな形で事業を拡大されていく方なんかもいらっしゃいますので、そうした傾向が出ているのかなというふうに考えられます。

○山内委員長

よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、村松委員。

○村松委員

今ご参照いただいた13ページ、同じくなんですけれども、前にも何か同じようなことを言ったような気もするんですが、実績なしという会社さんが一定数はずっとあつて、多分中身は入れかわつていらっしゃるんだと思うんですね。

実際に登録をされるときに、財務状況を審査された上で登録という手続をとつていらっしゃると思います。登録されてから供給開始までの間に時間がかつたような事業者さんにつきましては、財務状況が変わっている可能性もありますし、また、買収されて経営者がかわつてしまう、実態がちょっと違うんじゃないのということもあると思いますので、そこはすみません、モニタリングをお願いできればと思います。

○山内委員長

よろしく申し上げます。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、何かありましたら、また後ほどご発言をいただければというふうに思います。

議事を進めさせていただきます。

次は「電気料金の経過措置に関する検討課題について」でございます。

まず、これについては、電力・ガス取引監視等委員会の木尾室長からご説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○木尾電力・ガス取引監視等委員会取引制度企画室長

電力・ガス取引監視等委員会事務局でございます。

資料5の別添で、ちょっと大部な資料をつけさせていただいてございますが、そちらをベースにして説明をさせていただきます。

まず、経緯としてでございますけれども、昨年9月13日付で経産大臣から当委員会に対して意見照会をいただいております。その意見照会の中身というのが、いわゆる指定及びその指定解除に係る基準、当該基準に照らした各供給区域における競争状況の評価並びにその実効的な事後監視の仕組み、その他必要と考えられる事項についてということについて意見照会をいただきました。その上で、当委員会の下に有識者による専門会合を設置し、昨年9月以降、審議を重ねてきた結果を、この23日に取りまとめを行ったということでございます。その取りまとめの内容がこの資料でございますけれども、簡単に説明をさせていただきます。

まず、意見照会の1個目の事項でございますけれども、指定及びその指定解除に係る基準ということでございまして、ページをおめくりいただきまして、文字が多くて大変恐縮でありますけれども、2ページ目及び3ページ目に、左側に指定の基準、右側にその指定の解除の基準というようなものをつけさせていただいております。実質的には同内容でありますけれども、基本的に、その3つの観点から考慮要素を総合的に判断するということでありまして、1つ目の要素が消費者の状況ということでありまして、競争者が仮に存在して有利な料金をオファーすれば、消費者が実際にスイッチングを行うかどうか、消費者の認知度等はどうかということ等を判断するというのが1つ目の考慮要素です。

2点目の考慮要素でございますけれども、十分な競争性があるかどうかということございまして、有力な競争者が複数存在することといった中身になってございます。

3点目の考慮要素が、小売電気事業者間の適正な競争関係が長期的に継続する蓋然性ということになってございまして、具体的な中身はまた別途、後ほどご説明をさせていただきます。

それを踏まえまして、こういった基準を踏まえて、3ページ目、(2)でございますけれども、各供給区域における競争状況の評価をしてございます。

結論としては、全供給区域について指定をすることが適当であるというような内容になってございますけれども、東京電力及び関西電力の供給区域について申し上げますと、4ページ目になりますけれども、競争はそれぞれ相当程度進展しているということでございますけれども、有力で独立した競争者が1者は存在しても、2者、複数はいないということ等を踏まえて、かつ競争

関係の長期的に継続するような蓋然性ということについても、現時点でその競争圧力は不十分であると、さらに、電気の調達に係る公平性についての懸念も存在するということを総合的に判断すると、指定が適当であるという判断になっております。

続きまして、東京電力、関西電力以外の供給区域について、4ページ、5ページ目に書かせていただいております。基本的に東京電力、関西電力と同様でございますけれども、さらにその競争圧力が、有力で独立した競争者が現時点見当たらないということを踏まえまして、現時点で、競争が持続的に機能する環境とは認められないという内容になってございます。

さらに、5ページ目に実効的な事後監視ということについて言及をさせていただいておりますけれども、将来的にこの指定が解除をされるということになったとしても、みなし小売電気事業者が、その有力な地位を濫用した不当な値上げ等の行為を行うということについては、問題となる行為として業務改善勧告の対象とすることは適当であるという結論になっております。

さらに、電気の使用者に不測の損害が生じることを防止するという観点から、撤廃後においても、当面3年間程度、地位濫用行為の有無について特に積極的に監視をするという内容になってございます。

最後、6ページ目でございますけれども、その他必要と考えられる事項ということでございまして、先ほどの電源調達環境の公平性というところとも関連いたしますけれども、みなし小売電気事業者の社内及びグループ内における小売市場の競争を歪めるおそれがあるような不当な内部補助を防止するための方策がより一層、具体的に検討される必要があるという内容になってございます。こちらについては、例えばということでございますけれども、社内価格、社外価格の内外無差別性を確保していくということも、例えばということでございますけれども、例示をされております。

最後でございますけれども、小売市場における競争を活性化するという観点からでは、例えば価格比較サイトの充実などを含めて、実効的な競争基盤の整備に向けた検討を引き続き行っていく必要があると、こういった内容になってございます。

この専門会合の取りまとめは、この23日に行われまして、24日の当委員会において議決をされ、経産大臣に回答したということになってございます。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。

引き続き、事務局からご説明をお願いいたします。

○下村電力産業・市場室長

続きまして、事務局よりご説明させていただきます。

先ほどご説明のありました電力・ガス取引監視等委員会からのご意見を踏まえまして、この基本政策小委としての取りまとめ報告書というものを、資料5-2というものをご用意させていただいております。これをこれからご説明させていただきます、ご審議いただけますと幸いです。

なお、資料5-1に、この報告書のポイントを1枚のスライドにまとめたものをつけさせていただいておりますので、目次のようにごらんいただきながら、このご説明をさせていただければと思います。

それでは、資料5-2をごらんいただければと思います。

おめくりいただきまして、まず3ページ目に「はじめに」として、本報告書の趣旨を記載させていただきます。

続きまして、おめくりいただきまして、4ページは参照条文でございます。

5ページでございます。

ページの中ほどに1ポツとして、経過措置適用区域指定等基準についてということで書かせていただいております。本節におきまして、先ほど木尾室長よりご説明のあった指定等基準のポイントを記載させていただいております。

おめくりいただきまして、6ページでございます。

ここに、先ほどの説明のとおりでございますけれども、(1)、(2)、(3)と、主に3つの要素というものを記載させていただいてございまして、(1)番が電気の利用者、すなわち需要家が当該みなし小売、つまり大手電力、大手電力以外の小売事業者から小売供給を受けようとする蓋然性と、ほかきちんと供給を受けられるかどうかという点。それから(2)番といたしまして、みなし小売電気事業者、すなわち大手電力が、電気の利用者の利益を阻害するおそれがある行為を行うことが十分に抑制される蓋然性。それから(3)といたしまして、こういう適正な競争関係が長期的に継続する蓋然性と、こういう要素というものを提案を受けて記載をさせていただいております。

7ページをごらんいただければと思います。

次に2ポツといたしまして、この指定基準に照らした競争状況の評価についてということでまとめさせていただきます。これも先ほど説明のあったとおりでございますけれども、その概要を7から8ページにかけて記載させていただいております。

7ページが東京電力及び関西電力の供給エリアでございまして、8ページにこれら以外の供給区域の評価を記載させていただいております。こちら、先ほどの提言も踏まえまして、いずれ

の区域においても、2020年の4月時点におきましては、この経過措置料金を存続させるという指定を行うことが適当と考えられるというまとめとさせていただきます。

9ページをごらんください。

こちら、ここからが3ポツ、経過措置の撤廃に関する諸課題についてという節でございます。

9ページが一番下段、まずは①番、農事用電力向け料金メニューでございます。

おめくりいただきまして、10ページをごらんください。

ここでは農事用メニューの概要といたしまして、料金を割安な水準にとどめおかれた経緯があるという旨を記載してございます。

10ページの下段から、本委員会での議論を記載してございます。昨年11月には需要家側として、全国土地改良事業団体連合会及び愛知川沿岸土地改良区の代表の方にお越しいただき、ご意見を頂戴いたしました。

11ページに移りまして、関西電力及び九州電力からは、仮に経過措置解除となっても、当面は現行の農事用電力を取りやめることは考えていないといった旨のご発言をいただきまして、事務局として、他の8社からも同様の意向を確認いたしました。

他方で、委員からは、大手電力が低廉な料金体系を維持することについて、現状の負担のあり方を問題視する意見や、本来的には農業作業強化策の一環として農事用電力を取り扱うこともあり得ると、こういったご意見も頂戴したところでございます。

これらのご意見も踏まえまして、当面は現体系が維持される見込みではございますけれども、料金メニュー以外の手当てについても将来的な課題として認識しておく必要があると、こういった整理をさせていただいてございます。

また、大手電力会社からは、ITを活用した農業効率化ですとか、省エネ化に向けたコンサルサービスといったサービス事例も紹介されましたところ、こうした動きというのは、この電力システム改革の目的にも資するものであると考えられますので、こうした需要家側、供給側、双方に利点のある形での協力関係を構築することが望ましい。また、土地改良区におきましても、電力料金の抑制ですとか、経営合理化の取り組みが進められているところでもあると、こうした報告もございましたので、こうした努力も引き続き期待がされると、このようなまとめとさせていただきます。

おめくりいただきまして、12ページでございます。

続いて、公衆街路灯向けの料金メニューでございます。

このページの下段から本委員会での議論の記載をしてございまして、公衆街路灯の需要家からは、競争入札への移行を検討しているものの、作業負担が大きいとのご意見、また、その供給者

側である新電力側からは、スイッチングの際の手続の煩雑さを訴えるご意見、こうしたものを双方頂戴してございます。このため、今後は競争入札の仕様書のひな形の作成ですとか、あるいは、スイッチングの手続の見直しといったことが適当であると、こうしたまとめをさせていただいてございます。

続きまして、13ページの中ほど、その他経過措置に関連する制度でございます。

最初に①番、燃料費調整制度を取り上げさせていただいてございます。

このページの下段でございますけれども、燃調制度は、経過措置が撤廃されれば、基本的に制度としての存続はなくなることとなります。

事業者が自由料金メニューとして燃料費調整を行うことは、14ページに移ります、カルテル等の場合を除いて、これも原則自由というふうに考えられます。

他方で、需要家からのご意見として、需要家にとっては、電気料金の比較を行う上で基準指標となる大手電力の燃料費調整項が新電力でも採用されていることで、納得性の高い比較ができる。このため、制度の存続を求めると、こうした声もございました。

このため、この「上記を踏まえると」の paragraph でございますけれども、経過措置が撤廃された後は、市場シェアの大きな事業者が標準的な電気料金メニューを定めて、それを公表していくなど、需要家にとっての比較容易性を確保していくことが望ましいとして、引き続き詳細を検討すると、こういったまとめとさせていただいてございます。

15スライド目をごらんください。

続いて、3段階料金制度でございますけれども、こちらも電力・ガス取引委員会のまとめのおりでございますが、大手電力会社より経過措置が解除された後も当面維持するという方針が表明されましたが、こちらは将来的な検証が必要であると、こうしたまとめとさせていただいてございます。

続いて、③番、最終保障供給制度でございます。

17ページをごらんいただければと思います。

経過措置期間中におきましては、大手電力会社の規制料金が実質的に最終保障供給の役割を担っているわけでございます。経過措置が撤廃されますと、一般送配電事業者の最終保障約款に基づいて最終保障供給が行われるとなりますけれども、このメニューは、①番、全ての需要家が供給を受けられること、一方で、需要家が常時依存することのないよう、必要最低限の料金メニューであるといったことを基本として、一般送配電事業者がみずから設定することが適当であると、こうしたまとめとしてございます。この際、なお、低圧分野におきましては、その需要家に一般の消費者が含まれると、こうしたことも踏まえまして、必要に応じて、不当な料金水準となって

いないか、その妥当性についてチェックしていく必要があると考えられると、このようにさせていただきます。

続きまして④番、常時バックアップでございます。

18ページ中ほどまでごらんいただければと思います。

足元の卸電力市場の状況に鑑みれば、常時バックアップを廃止する状況にはないと考えられます。他方で、その利用実態が必ずしも政策目的に沿っておらず、また、今後はベースロード市場も創設されるということから、常時バックアップの締め切り時間を前倒しする、そして、常時バックアップの購入枠からベースロード市場分を控除すると、こういった措置をとることが適当であると、このようなまとめとさせていただきます。

そして、4ポツの事後監視、こちらは先ほど説明があったとおりでございましたので、割愛をさせていただきます。

19ページをごらんいただきまして、5ポツ、指定の見直しでございます。

今回、全地域への指定ということの取りまとめをさせていただこうというのが、この報告書の案でございますけれども、こちらは年に1回程度、この審査区域の検討が行われることが適当であると、このようなまとめとさせていただきます。

おめくりいただきまして、最後に20ページに結びの結語を示させていただきます。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○山内委員長

ありがとうございました。

小委員会で、農事用とかその辺については議論して、本体といいますか、解除については監視等委員会で議論して、今回のこれは、それをあわせた形の報告書ということで、この委員会として、この報告書を出すということでございますので、皆さんにご意見を伺うということでありませう。

これについて、何かご意見等がありましたらご発言願いますが、特によろしいですか。

どうぞ、廣江オブザーバー。

○廣江オブザーバー

ありがとうございます。

今回、低圧分野で、各エリアとも競争状況が十分ではないとのご判断になりましたこと、私どもとしては非常に残念というのが率直なところでございます。

ご説明いただいておりますけれども、常時バックアップという供給制度を、ずっと行ってまいりましたし、近年は卸電力取引所に、余剰の供給力を基本的に限界費用で出すというようなことも

やっまいりました。さらに、今年度からベースロード電源に対するアクセスが一層容易になるようにということで、ベースロード市場も整備されるところであります。

一方で、一般のご家庭のご需要に対応するさまざまな、多彩な多様な料金メニュー、あるいはサービスメニューを提供される新規事業者の方も登場していらっしゃいます。

そういった結果だと思えますけれども、スイッチング率は、全体を通して見れば2割を超えるような水準に来ているということで、確実にご利用者の皆さん方の選択肢は広がってきていると考えています。

残念ながら、今後とも、この競争状況というのは非常に厳しくなってくるだろうと覚悟しておりますが、今回の判断はそれとして、次回の判断の折には、そのときの競争状況を的確に、総体的にご評価をいただいて判断を下していただきたいと、お願いする次第でございます。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

そのほかに。

どうぞ、村松委員。

○村松委員

ありがとうございました。ご説明いただきました。

監視等委員会のほうで随分回数を重ねられて丁寧なご審議がされたということはお伺いしております。結果として、数値的な足切りをせざるを得ないということだと思います。今回の、おおむね5%を超える事業者が複数いるかどうかといったところが、一つトリガーになったのかなと思うんですけれども、結果としては外れないということで、ご審議の結果というふうにとめております。

原則としては、経過措置が外れる前提で環境も整え、各事業者も準備されていたはずが、今回、こういった競争環境にないという判断になったので、正直この先どうするのかな。感想になってしまうんですが、今回ご検討いただいた、解除に当たって3条件ですか、こちらを満たすという見込みが今後出てくるんだろうかというところが一つの懸念材料でございます。今の施策を粛々と進めていけば、自然と数値的に達成できるのか。追加施策をさらに打って、先ほどお話ございましたけれども、旧一般電気事業者さんのほうからさらに切り出しをしていただくような施策をさらに打っていくのか。それとも、何をやってももう正直変わらないのか。ここはある程度経過を見ていかないと何とも言えないところだと思いますけれども、ここでまた1年後、2年後といったときに変わらないようであれば、本当に我々、終わりのない旅に延々と出ていってしまうよ

うなことになるのかなという懸念がございます。

今、まさに自由化に向けたさまざまな施策をしている中で、一方で規制分野がある、ある意味ゆがんだ環境にあるのかなというところは否めないと思います。どこが具体的にというのはちょっと申し上げにくいんですけども、そうしたとき、不利益をこうむる人、不当利得を得る人というのがどうしても出てきてしまうので、これはできるだけ早いタイミングで、自由化なら自由化という方向にきちんとまとめられればよいなというふうに思っております。

各社も、事業計画だとか戦略の見直しというのが必要になってくるのかなと思っております。最初の自由化の進捗の説明の中で、みなし小売事業の中では、自社内の切りかえを積極的に進めていらっしゃる事業者もあるというふうに、中部電力さん、中国電力さんだと思うんですけども、そちらにもうかじを切らざるを得ないんじゃないかというようなお考えもあると思いますし、新電力の方々もそれに合わせた対応をとられていく、当然自由化の環境の中では必要などころなんですけども、そのゴールを解除というところに置いて見ていた方々からすると、少し方向性が見直しが求められるというところで、大きなかじ切りになってくるというふうに感じました。

ちょっとまとまりがないかもしれませんが、今後数字を上げていくためにどんなことをしていくのか、我々としてどんなところを見ていかなければならないのかというのは、注意して対応させていただければと思っております。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

村上委員、どうぞ。

○村上委員

村松委員のコメントにかなり賛同するところがあると思っております、特に今回、競争状況がいまいち思ったよりも進まなかったということを今議論しているわけですけども、一つの視点としては、例えば今回、経過措置の対象になっている部分で、もしかすると、本来なら自由競争に基づくさまざまな新しいサービスみたいなものが導入しやすい環境になればいけないのに、それに反してなかなか進んでいないということが考えられるのかなと。

例えば、今話題になっているのは信号ですね。これから5Gが導入される。そうするとデータの活用がどんどん進んでくるわけで、そうしますと電気だけではなくて、スマートシティの一環のような、その流れの中のデータ活用というところがモビリティを考える中で進められる。そうしますと、恐らく電気だけではなくて、電気プラスデータ、こういったようなさまざまなサービスが、もしかすると、一番最初に思いつくものとしては、そういうところが入ってくるはず

の分野なんです、なかなか競争状況が進まないというところに着目をして、もしかするとこの議論というのは、今、電力のコンテキストの話をしておりますが、今回電力プラスガス、そして、もしかすると、ここはデータをもう少し大きな解釈の中で考えて議論することにより、もしかすると、この競争状況がイノベーションを持った競争力を推進するような環境、それを後押しするような議論というのができるんじゃないかなというふうに、ちょっと考えました。

○山内委員長

松村委員、どうぞ。

○松村委員

まず、廣江オブザーバーからスイッチング2割というご指摘があったのですが、それは新規参入者へのスイッチングでしょうか、それとも自社内のスイッチングも含めての数字だったでしょうか。もし、自社内のスイッチングも含めての数字であったとすれば、これはかなり確信的に悪質な発言ではないかと思えます。

自社内のスイッチングは、ある意味で競争が機能しているか否かとは直接関係がないということ、もとの委員会で繰り返し丁寧に説明され、この委員会でもそのように言ってきたのにもかかわらず、意図的にそういう数字を出して競争が進んでいるという印象を与えようとするのであれば、それは相当にまずいのではないかと。

もう一回言いますが、自社内の切りかえ自体は評価することですが、つまり消費者がその規制料金以外にも選択肢があるということを示すものですが、それ自体は、その競争とは直接関係ないという整理が十分されている。その点については旧一般電気事業者が異論を唱えられたというのは存じ上げていますが、十分このもとの委員会で議論して、その上で、そのように整理されたということにもかかわらず、なおかつそういう数字が出てくるとすると、それは相当に問題がある。

次に、村松委員がおっしゃっているのはごもっともかもしれないのですが、規制料金があることによって弊害がないとは言わないけれども、具体的にどういう弊害なのですかということ、よくわからないけれども、だとすると、それでこの弊害を語るとすれば、少し無責任なのではないか。もし大手事業者が規制料金しか出しちゃいけないという規制だとすると、これは著しく競争を歪めることになるし、大手電気事業者の革新を著しく制約することになる。

したがって、最初から規制を入れる段階でも、そのような方式はとらないで、規制料金は出さなければいけないけれども、ほかのメニューも出してよいという規制。だから自社内のスイッチがこれだけある。弊害がないとは言わないけれども、十分考慮されていて、これによって競争を歪める効果がないとは言わないけれども、小さくなるように工夫された上で、それでも、こういう規制がないと規制なき独占になってしまうおそれがある規制されている。だから競争が進ん

でいるかどうかのチェックがとても重要。

そこで競争が進んでいないという評価だからこうなったということなので、だから競争が歪んでいて、その結果として、原則解除なのだけれども問題があるということだとすると、具体的にどういう問題があるから、仮に続けるとしてもこう変えるべきだとか、あるいは、その弊害がこんなに大きいので廃止すべきだとか、そういうことを言わないとまずいのではないかと思います。

それから、このままだと、このまま未来永劫続くのではないかという懸念に関しては、具体的にどういう条件を整えば、競争基盤が整ってきたと判断できるということを出している。

もちろん最終的には総合判断ということですが、その外形標準すら今は満たしていないかもしれないけれども、かなり近い将来満たすかもしれないというような最小限のハードルが課されているので、私は、その数年後には確実にその条件を満たされなくて、日本全国どの地域も解除されないという状況が半永久的に続くということは、今後の改革にもよりますが、ないと思っています。

一方で、その競争基盤の整備は、かなりの程度自主的な規制に任されてきたわけですが、例えばJ-POWERの電源の切り出しだとかについても予想外に進まなかった。廣江オブザーバーはきっと文句があると思います。関西電力はかなり努力されてきたので、それでも全ての事業者がやっているわけじゃない。

自主的な取り組みで、JEPXに限界費用で出しているという取り組み関しても、二重予備力問題を初めとして多くの問題が指摘されてきて、順次改革しているところ。グロスビディングに関しても、同じところが売りも買いも出しているのであれば、ほとんど効果がないという懸念に対して、部門を分ける議論も進んでいる。

さらに、もっと重要なのは、この委員会の報告書で出てきた内外無差別がきちんと機能することが確認できれば、競争的な状況を相当程度確認できるようになる。今出されているプランがかなりの程度ちゃんと進めば、私は、近い将来、日本全国全てでずっとこのまま規制が続くようなこと、確実に続くなんていうことは、ないと思います。

以上です。

○山内委員長

関電さん、いかがですか。

○廣江オブザーバー

今、大変厳しいご指摘を松村先生からいただきました。非常に不用意にも、競争ということと選択肢ということについては区別をして考えておらず、競争イコール選択肢の拡大面、もちろん料金の差があるというのものもあるかもしれない、そういうつもりで言葉を使ってまいりました。

事実から申せば、スイッチングは、これは各社の中でのお客さまの意向も入っているはずで。

それから、言葉の順番から申せば、スイッチングは20%になって選択肢が拡大をしてきていると、語尾はそうなっていたと思います。その後に関後とも競争状況が厳しくなるという言葉申し上げましたけれども、少なくとも、スイッチングに関しては選択肢についての言葉を申し上げたものです。

それから、電発の切り出しの件、私は今も関西電力にも籍はございますけれども、基本的には電気事業連合会の人間でございますので、別にそのことをもって不満などとは思っておりません。

以上でございます。

○山内委員長

よろしいですか。

じゃ、大石委員、どうぞ。

○大石委員

ありがとうございます。

今回のこの取りまとめについて、委員の先生方からいろいろご意見をお聞きしていて、私が今回いろいろな面でかかわった中での感想ですけれども、ちょっと述べさせていただきます。

まず、電力の経過措置解除の前に、実は都市ガスの自由化の経過措置料金の解除というのがありました。そのときは、まだ電力・ガス監視等委員会というのはできておりませんで、その会議の場で先生方と一緒に検討をして、最終的には経過措置を解除したんですけれども、ふたをあけてみれば、結局経過措置を解除したところでは一件も参入者がなく、競争が起きておらず、逆に経過措置を残しているところで競争が起きているというようなこともあって、それが今のこのさらなるガスの制度改革に向けての検討を呼んでいるんだというふうに私は思っております。

そういうこともありましたので、ガスも電気も消費者にとっては大事ですけれども、特に生活に身近な電気については、この経過措置を解除した後に何が起こるかということを十分に想定した上で解除ということを決めていただきたいというふうに思っておりましたので、今回、本当に丁寧に見ていただいて、こういう結果になったということについては、消費者の立場としては大変ありがたいと思っております。

その上で、今、規制料金は確かにあるんですけれども、規制料金以外に、やっぱり自由メニューというのもできないわけではないわけで、現実、旧一電の皆様、いろんな電気メニューを出しているらしいです。消費者も、その中でそれを選んでスイッチングしている人もいるということで、今のこの状況は必ずしもいけない状態かということ、私は、そこまで問題のある経過措置が残っているということが、消費者にとって、社会にとって問題があるかということ、そこまでは思

っておりません。

それよりも、真に競争が起きるためには、やはり今のこの状況、要するに、発電事業者、それから、今度送配電が分かれますけれども小売事業者、それぞれが独立して、本当に真の競争ができるような状態になることが、まずは経過措置を外す前の条件ではないかなと思っておりますので、その方向でまた検討いただければありがたいと思っております。

以上です。

○山内委員長

ほかにご意見ございますか。

柏木委員、どうぞ。

○柏木委員

この委員会で報告書を出すということになりますので、その一員として、一言言っておかなければいけないと思っております。全体としては、私は賛成したいと思っております。特に、日本の例えば一次産業、農業だとか、国策に関する電力利用に関しては、この経過措置を撤廃する以外の対象にしていくということは、日本の国策として非常に重要なんじゃないかと思っております。

それから、今おっしゃっていただいたように、新電力の常時バックアップに関しては、ここに書いてある資料5-2の18ページでしょうか、小委員会における議論で、インフラを伴った電気事業ですから、インフラをすぐにできるわけではありませんので、それでも新電力が入ってくることによって自由化が促進される、競争力が促進されるということであれば、現状においては、まだ常時バックアップを廃止する状況にはないと、この報告書では結論づけている。

ただ、長期的にはそうではなくて、ベースロード市場ができてきて、それが充実すれば撤廃だという方向性を示しているということに関しては、リアリティーがある解として非常に重要なんじゃないかと思った次第で、おおむね賛成をしたいということです。

○山内委員長

ありがとうございました。

ほかにいかがですか。よろしゅうございますか。ありがとうございました。

いろいろな貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

電気料金の経過措置については、これまでも長期間にわたって議論を行っていただいております。監視等委員会における議論も含めまして、先ほど申し上げたように、本日報告された内容、これについて、特に大きな異議、反対はなかったというふうに思っております。

したがって、本件につきましては、本案のとおり取りまとめさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますかね。

ありがとうございます。

それでは、ここで事務局のほうからご報告があります。よろしくお願いいたします。

○下村電力産業・市場室長

電気料金の経過措置につきましては、これまでご審議ありがとうございました。

本件につきましては、本日より約1カ月の間、審査等基準の案につきまして、パブリックコメントを開始させていただきたいと考えてございます。詳細は経済産業省のホームページをごらんいただければと思います。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

それでは、次の議題に進みたいと思います。

次の議題は「2018年度冬季の電力需給実績の振り返り及び2019年度夏季の電力需給見通し・対策について」でございます。

これについて事務局からご説明をお願いいたします。

○鍋島電力供給室長

それでは、お手元の資料6をごらんいただければと思います。

まず、1ページ目をごらんください。2018年度冬季の各エリアの最大電力需要実績についてです。

この冬につきましては、気温が平年より高く、暖冬という傾向がございました。北海道及び沖縄以外のエリアにおいては、最大電力需要実績は、厳寒H1想定を下回る結果となっております。沖縄については、このH1想定を超えておりますけれども、これは、12月におきまして気温が高い日がむしろございまして、冷房需要が増加したことに伴いまして需要が増加したものでございます。

次の2ページ目でございます。

昨年9月の胆振東部地震を踏まえまして、北海道エリアにおきましては無理のない範囲での節電をお願いしていたところでございます。この冬につきましては、石狩湾新港発電所1号機の試運転の前倒しなどを行いまして、供給力の積み増しも行いました。安定供給上、最低限必要とされる予備率3%を下回ることはございませんでした。

2月8日に北海道を寒波が襲いまして、記録的な低気温がございました。このとき、北海道全域において暖房需要等による電力需要が高まりまして、H1需要想定を超えるという状況になりましたけれども、このときでも予備率は10%以上はありまして、安定供給への支障はございませ

んでした。

3ページ目ですけれども、ご報告ですけれども、1月10日の中部エリアの電力需給状況についてご説明します。

1月10日、天候の状況変化、前日は晴れと予報されていたんですけれども、曇りになりました。このことによりまして、寒くなりまして需要が増加しました。

下の表でいいますと、緑のところ、その1月のH1需給バランスがあります。H1想定を超えるほどの需要ではありませんでしたけれども、かなりの高需要になりました。これに加えまして、この太陽光発電が曇りということで想定よりも出力が出ず、結果として中部エリアの予備率が減少いたしました。中部電力は、広域機関に対しまして融通要請を行いまして、他エリアから融通を受けた結果、安定供給に最低限必要とされる予備率3%を下回ることにはございませんでした。

以上が、この冬の振り返りになります。

続きまして、4ページ目でございます。この夏に向けた電力需給検証についてです。

電力需給検証につきましては、東日本大震災以降、夏、冬に行ってきております。今回も広域機関の専門委員会におきまして電力需給見通しを策定いただきました。これを踏まえまして、今夏の需給対策の要否についてご検討いただければと考えております。

5ページ目をごらんください。

電力需給の検証方法でございますけれども、これは2つ目のポツですが、各月ごとに猛暑を想定した最大需要、猛暑H1需要を想定いたしまして、これに対して連携差も考慮した上で、算定された供給力が3%を上回っているかどうかという形で検証を行います。

北海道胆振東部地震を踏まえまして、レジリエンス強化の検討を行ってきておりまして、広域機関、あるいはエネ庁におきまして、この需給検証の方法についても改善を図ってきております。この夏から最大需要日の発生時の不等時性や電源の計画外停止率を踏まえた検証を行うこととしておりまして、広域機関でそうした検証を行っていただきました。

6ページ目もごらんください。

これは9月の本小委員会でもご報告した内容でございますけれども、近年におきましては、再生可能エネルギー、特に太陽光の普及によりまして、この夕刻から夜間の点灯ピーク帯のほうで、夏においては、特にこの予備率が厳しくなるという傾向になっております。

7ページ目でございますが、これは広域機関においても検証していただきましたけれども、従来は、この需給検証の数字というものは、この需要が最大となるエリアが多い15時で検証を行ってまいりましたけれども、ことしからは予備率が最小となるエリアが多いということで、17時台

での検証も行っております。

8ページもごらんください。

それとは別途、この夏の厳気象H1需要想定というものも行っております。これは10年に1度の猛暑が出る時の需要ということでございますけれども、昨年の夏に全国的に厳しい暑さとなったということで、半数のエリアで最大需要実績が事前の想定を上回っております。今夏の猛暑のH1需要の見通しは、こうしたことも踏まえまして、大半のエリアで増加させるということにしております。

こうしたことを踏まえた検証の結果でございますけれども、9ページ目をごらんください。

まず、これは最大需要発生時ということで、15時台の検証の数字になっております。連系線を活用して、それぞれ融通を行っておりますので、西日本エリア、東日本エリアということで、各エリアの供給予備率が同じ数字になっております。この15時台の最大需要発生時におきましても、厳気象H1需要が発生したとしても、安定供給のために最低限必要とされる予備率3%は確保できる見通しでございます。

続きまして、10ページです。

これは予備率最小時間帯ということで、17時台の検証結果です。この17時台の検証を行いますと、先ほどの数字に比べまして数字は小さくなっているわけではございますが、それでも厳気象H1需要に対しまして、安定供給のために最低限必要とされる予備率3%は確保できる見通しでございます。

11ページ目ということで、さらに保守的に見積もった検証も行っております。稀頻度リスクを考慮した際の需給見通しということですが、さらに1%程度の電源脱落が生じた際のリスクシナリオを想定いたしまして検証を行っておりますけれども、2つ目のポツですが、小売電気事業者が保有する逼迫時抑制電力契約などを発動することも考慮いたしますと、予備率3%は全国で確保できる見通しとなっております。

12ページは、この稀頻度リスクの考え方でございますけれども、これは広域機関の委員会におきまして議論を行っているところでございます。先ほどの検証は、その議論を先取りする形で検証を行いましたけれども、結果的に予備率3%は確保できる見込みとなっております。

13ページ目をごらんください。

19年度夏季の電力需給対策についてでございますけれども、このように、ご説明したとおり、今回におきましては、各エリアで電力の安定供給に最低限必要とされる予備率3%以上を確保できる見通しになっております。したがって、政府としての節電要請等の対応は実施せず、一方で、例年省エネなどは行っていただいておりますので、無理のない範囲で節電をしていただく

という協力を呼びかけるということでよいかということがお諮りしたい事項でございます。こういう対応をしたとしても、例えば需給逼迫警報を発出できるようにするなどの平時からの備えは引き続き行ってまいりたいと考えております。

14ページ、最後にご報告でございますけれども、先ほども申し上げたとおり、予備率最小時間帯というものが、最大需要の時間帯とずれてくるようになっております。これまで、各一般送配電事業者におきましては、「でんき予報」ということで、エリア需給に関する情報をウェブページで公表しておりましたけれども、これは最大需要発生時刻の予備率を公表するシステムになっておりました。それではちょっと実態に合わない場面も出てきているということで、各社におきまして、最小予備率時刻の需給見通しが見える化するようにシステムの改修を行っていただいております。

それから、この予備率最小時間帯がずれてくるという事象につきましては、太陽光が大きく影響しておりますので、太陽光の発電実績も公表していただくということで、従来は九州電力だけがこういうホームページでございましたけれども、ほかのエリアの電力会社においても改修を進めてきております。今、6社が改修済みでございます、残る4社につきましても今年度中に改修を行っていただくということで作業を進めていただいております。

資料の説明は以上となります。

○山内委員長

ありがとうございました。

それでは、昨年度の冬季の振り返り、それから今年度の夏季の見通し対策、これについてご審議いただきます。ご質問等ございますか。

松村委員、どうぞ。

○松村委員

すみません。直接関係ない話で申しわけないのですが、今もご説明になったとおり、需要が最大の時間と需給が一番厳しい時間はずれてくる。それは、太陽光が大量に入ってくると、そのずれがどんどん大きくなることをご説明いただきました。

需給が一番厳しいのは、需要が一番多いときではなく、ひょっとしたら点灯帯というか、太陽光が照らなくなる時間帯かもしれない。これはかなりの程度、前から予想されていて、その問題が深刻になってきたと思います。

それで、これは廣江オブザーバーにお願いすることなのか、個社にお願いすることなのか、微妙ですけれども、大手の事業者が、例えば典型的なメニューとして、例えば16時まで高く16時以降と安いとか、そういうメニューが仮にあったとして、そうすると、16時にみんな一斉にEV

の充電を始めるとかといったら本当に悲惨なことにもなりかねない。実際の価格に応じた行動だけではなく、16時から安くなりますというのをメッセージとして、16時までは需給がきつい、その後は楽になると、そういう格好で今までずっと宣伝してのですね。そうすると、その料金が残り続けると、象徴的な意味でもとてもまずいような気がする。もうこれだけ時代が変わったのだから、契約を変えるのはとても大変だというのは十分わかっていますが、ぜひともそういう契約を変えていただきたい。十分太陽光がこれだけ入ってきたことを踏まえた契約に変わることを願っています。

もし将来、さらに太陽光が入った後で、大停電が起こって、大停電が起こったのがまさにこの時間帯だった、18時、19時だったということになり、そのときに大手の契約でその時間よりも前に価格が下がる契約が残っていたなんていうことになると、本当に問題になりかねない。できるだけ早い時期に、そういう契約を見直すのは大変だというのは十分わかっていますが、もしまだ万が一残っていたら、見直すことをぜひ検討していただければと思います。

以上です。

○山内委員長

何かございますか。

○廣江オブザーバー

私、必ずしもこのあたり、よくわかっておりませんので、確認をいたしまして、まさにおっしゃるところはそのとおりだと思いますので、必要な是正はしないといけないと思っております。ありがとうございました。

○山内委員長

ありがとうございます。

そのほかに何か。

余計なことを言うんですけども、昔、電話料金というのは夜間割引というのがあって、夜安かったんですけども、あれによって夜間のほうがピークが立っちゃったという実際の例がありますので、だから、自由化の料金もそうですけれども、恐らくそれは電力会社にとってもインセンティブ・コンティパチブルなので、そういう料金を設定するんじゃないかとは思うんですけどもね。

よろしゅうございますか。

それでは、事務局のご提案はスライドの13にありますけれども、予備率3%以上を確保できる見通しであるということで、節電要請等の対応はしないと。ただ、例年どおりで、省エネなど無理のない範囲での節電の協力を呼びかけるという、こういう案でございますが、これでよろしゅ

うございますか。

ありがとうございます。それでは、そのように措置をしていただければというふうに思います。

次の議題ですが、次は「第3弾改正法施行前検証」についてです。これは資料7-1になるかな。これについてご説明をお願いします。

○下村電力産業・市場室長

それでは、資料7-1をごらんください。こちらは、継続的にご議論いただいてきております第3弾の法的分離に向けた検証でございます。

スライド1をごらんいただければと思います。

第3弾の改正電気事業法におきましては、政府は、第2弾の改正法の施行前、第3弾改正法の施行前、そして第3弾改正後の施行後というそれぞれのタイミングで検証を行うこととされてございます。今回は検証②に位置づけられるものでございます。

スライド2をごらんいただければと思います。

本日は、先ほどの議題で需給状況の検証を行っていただきましたので、こちらでこの検証をもってかえさせていただければと考えてございます。

そして、本日は、この後、法的分離に向けたルールの整備状況といたしまして、資料7-2に基づきまして、電力監視等委員会事務局の恒藤課長より行為規制の整備状況についてご報告いただければと考えてございます。

スライド3をごらんいただければと思います。

こちらの行為規制でございますけれども、監視等委員会の専門会合におきまして詳細検討が行われてまいりまして、昨年12月27日に関係省令が公布されてございます。そして、現在、旧一般電気事業者等におきまして、この省令も踏まえた形で、それぞれの業務フローの整備だったりですとか、組織体制の移行の準備が進められているというステータスでございます。

スライド4をごらんいただければと思います。

こちらが各社が発表している分社化の準備状況でございます。ごらんのとおり、東京、中部の2社がホールディング方式、その他の会社が発電、小売の親会社方式と、このようになってございます。また、その旨、プレスリリースをさせていただきます。

また、東京電力は、既に分社化を終えているわけでございますけれども、これを除く9社は全て本年の4月1日に分割準備会社の設立を終えていると、こういう準備状況であるということをご報告させていただきます。

スライド5以降は、この改正電気事業法における行為規制の全体像、それから条文を記載してございます。

私からの説明は以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。

それでは、引き続き資料7-2、今ご説明ありましたけれども、電力・ガス取引監視等委員会の恒藤課長よりご説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○恒藤電力・ガス取引監視等委員会ネットワーク事業監視課長

お手元、資料7-2でございます。7-2、2020年の法的分離に合わせて導入する行為規制の詳細について、電力・ガス取引監視等委員会の専門会合で約1年かけて検討し、昨年6月に建議した内容でございます。この建議をもとに省令が既に公布をされてございますので、この内容、ほぼ省令の内容と思って聞いていただければというふうに住じます。

資料7-2、説明の欄に行番号を振ってございます。それをメンションしながらご説明をさせていただきます。

まず、下をずっと見ていただいて、16行目から、まず情報の適正な管理のための体制整備等でございます。

これについては、法律におきまして、一般送配電事業者が（1）から（3）の体制整備を行うということとされてございます。その具体的な内容については、省令で定めるということになっているわけでございます。

25行目から、その内容でございます。

まず、25行目、（1）情報を適正に管理するための体制の整備でございますが、これにつきましては、①として建物を発電・小売等と共用する場合には、物理的隔絶を担保し、入室制限等を行う。②情報システムを発電・小売等と共用する場合には、アクセス制限等の措置を講じる。そして、③情報の適正な管理に関する規程を整備をし、管理責任者の設置や従業員の教育など、必要な措置を講じることとしてございます。

それから、34行目からでございます。（2）業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備でございます。34でございます。

これにつきましては、①発電、小売事業者との取引、その他の連絡・調整については、その内容・経緯を記録し保存をしておくこと。②業務の実施状況を監視する独立した監視部門を置くこと。③そして、その監視部門が業務の実施状況を監視をし、④取締役会に報告するの4点を行うこととしております。

続きまして、43行目、（3）その他の措置といたしましては、一般送配電事業者は、法令遵守計画を策定して実施することとしてございます。

続きまして、47行目から2ポツ、社名、商標、広告等についての記述でございます。

これにつきましては、まず57行目、社名につきましては、一般送配電とグループ内の発電・小売が、お互いが同一視されるおそれのある社名を用いることは禁止をします。

そして、61行目、一般送配電が社名の中にグループ名称を用いることについては、その社名の中に一般送配電であることを示す文言を入れる場合のみ許容されるというふうにしてございます。

続いて、64行目、商標でございます。

これにつきましても、一般送配電と発電・小売が、お互いが同一視されるおそれのある商標を用いることは禁止をします。

一般送配電がグループ商標を用いることについては、通常の場合は禁止されるが、73行目以下の場合には許容されるとしておりまして、まず73行目、一般送配電が独自商標とあわせてグループ商標を用いる場合、要するに独自商標と一緒にグループ商標を横につけるといいう場合はいいだろうと。それから、75行目、需要家が立ち入らない施設内で外部から見えない看板、マンホール等における目立たない刻印、電柱にあるサイズの小さい番号札など、発電・小売の営業活動に効果があるとは考えられない場合としてございます。

続きまして、その次のページ、83行目でございます。

広告・宣伝につきましては、一般送配電がグループ内の発電・小売を有利にする広告・宣伝等を行うことは禁止。そして、グループ内の発電・小売等が、一般送配電の信用力・ブランド力を利用して発電・小売事業を有利にする広告・宣伝をすることは禁止としてございます。

続きまして、89行目から業務の受委託に関する規律でございます。

改正電気事業法では、一般送配電がグループ内の発電・小売等、そしてその子会社等に送配電業務を委託することは原則として禁止をするとされてございますが、その例外については省令で規定するとされておりますところ、これについては98行目以下、①から③を例外とすることは適当としてございます。

①といたしましては、ここに99から記載のアからウのいずれにも該当しない業務委託、すなわち、ア、一般送配電のみが知り得る非公開情報を取り扱う業務委託でなく、イ、業務の実施方法に受託者に一定の裁量があり、発電・小売の競争条件に影響を与えることができる業務委託でもなく、ウ、合理的な理由がないにもかかわらず、公募・入札等をしない委託でもない場合、例外として認められる。それから、また大きな②として、災害時の復旧対応など頻度が少なく、また期間が短い業務委託であって、その頻度・期間並びに業務内容を踏まえて、競争関係の阻害のおそれがないと考えられる場合。そして、③一般送配電事業者の子会社等への業務委託という形で整理してございます。

なお、この③については少しわかりにくいところもございますので、その次のページに図で示してございます。

それから、112行目からが、今度は送配電が業務受託をすることについてでございますが、これについても法律では、一般送配電がグループ内の発電・小売から発電・小売業務を受託をすることは原則禁止をされているわけでございますが、その例外について整理をいたしてございます。

120行目からでございますが、①といたしまして、ここに記載のア及びイのいずれにも該当しない業務委託、すなわちア、一般送配電のみが知り得る情報や一般送配電の人的・物的資源を活用して、あるいは、関連する送配電業務を変更するなどして受託した業務の成果を高めることができる業務委託でなく、かつグループ内外で条件に差をつけた業務の委託でもない場合、それから、②災害時の復旧対応など頻度が少なく、また期間が短い業務委託であって、その頻度、期間並びに業務内容を踏まえて、競争関係の阻害のおそれがないと考えられる場合を例外とすることは適当であると結論してございます。

それから、129行目は、最終保障供給と離島供給の業務委託について、公募をせずにできる場合を整理をしてございます。

これについては、136行目、緊急の必要性があり、かつ公募実施までの間での極めて短い期間に限定した業務委託としてございます。

それから、138行目、グループ内の取引に関する規律でございますが、これについては法律で、不適正な利益移転等を防止するために、一般送配電とグループ内の発電・小売等との取引については、通常取引の条件とは異なる条件で行ってはならないというふうにされてございます。

これについて、147行目でございますが、「通常取引の条件」の判断基準は、グループ外の社と同種の取引を行う場合に成立するであろう条件と同様かどうかで判断すると整理をしてございます。

それから、153行目に、今申し上げました取引規制の対象範囲について整理をしてございます。

法律は、この迂回取引による利益移転も防止をするというために、一般送配電と特殊な関係にある事業者もこの取引規制の対象とするとしてございます。これについては、163行目、あるいは164行目のように整理をしてございます。

それから、165行目以下、5ポツに兼職に関する規律の内容を記載してございます。

まず、169の下の方の形で、法律で規定されている内容をまとめてございます。表の形で示してございますが、横は一般送配電事業者、それから縦が特定関係事業者という形に示してございますが、まず、取締役と取締役の兼職は原則禁止、それから、取締役と従業者の兼職も原則禁止

とさせていただきます。それから、従業者と従業者の兼職については、送配電で中立性確保が特に重要な業務、この表の中の②と、それから、発電小売会社で業務の運用に重要な役割を担うポスト、この表で③を兼職することについては原則として禁止とされておりますが、その詳細については省令で定めるといふこととされております。

また、今申し上げました原則禁止とされているところにつきましても、適正な競争関係を阻害しない場合として省令で定めるものについては例外とすることとされておまして、この図の①、④のところでございます。

省令で、この図の①、②、③、④を決めるといふことにされておまして、それについて、その次の173行目以下で結論を示してございます。

まず、173行目から、取締役の兼職禁止の例外でございますが、これについては、176行目のI)、一般送配電のポストにおいて、発電・小売の参考になり得る非公開情報を知り得ず、一般送配電の個別的な業務に関与できないということが確保されている場合、II)として、発電・小売のポストにおいて、発電、あるいは小売の意思決定に関与できないことが確保されている場合ということで、例外とするということとさせていただきます。今申し上げたところで、確保されている場合ということについては、その次の183行目の図で示したようなことが講じられている場合ということとさせていただきます。

続いて、兼職禁止の対象となる従業者の範囲につきましては、185行目からでございます。

まず、一般送配電につきましては、192行目、発電・小売事業の参考になり得る非公開情報を知り得る業務に従事する従業者及び一般送配電の個別的な業務に関与できる業務に従事する者としたしまして、それから、発電・小売等につきましては、197でございますが、発電・小売の事業の意思決定に関与できる業務に従事する者としてでございます。その具体的なイメージについては、次のページの図に載せているとおりでございます。

これについては、203行目でございますが、従業者の説明責任としたしまして、一般送配電とグループ内の発電・小売等を兼職する者がいる場合には、各事業者は、この記載の207行目以下の事項を事前に監視等委員会に説明するとともに、対外的に公表することが適当であると記載してございます。

最後に、211行目以降でございますが、送電事業者の法的分離にあわせて導入する行為規制の詳細につきましては、今ご説明をした一般送配電事業者と同様の内容とするということが適当であるとしてございます。

以上が、私ども監視等委員会を取りまとめを行いまして建議をし、また省令の内容となったものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。

それでは、これについてご審議いただければと思います。

かなりいろんなケース分けがあるので細かい話になっておりますけれども、何かご質問等ございますか。

松村さん、今ありますか。よろしいですか。

どうぞ、四元委員。

○四元委員

かなりテクニカルに法律チックな話で、それで、既にルールづくりが終わっているということで、もうあと実際には6月の総会を待つばかりというので、今さらコメントもしようがないんですけれども、大変お疲れさまでしたという感じはいたします。

結論から言って、基本的に異存はございませんけれども、こういう形で法的分離を株主分けずにするというのが認められた以上、行為規制をこうやって細かくかけていかざるを得ないのかなと。私も、法律家としては、こういう形の行為規制を設けて、法律性で規則と落とし込んでいって、行政処分をつけて、それから監視等委員会で監視すると、一連の仕組みは基本的にはわかりやすいものではありません。

法的分離はもちろんとでも大事なもので、これに当然行為規制は、もうセットでかかってござるを得ないので、これらがきちんと守られるというのは制度の根幹ではありますので、監視等委員会さんには、ぜひ頑張ってウオッチしていただきたいという思いはございます。

そういう中で、これからウオッチするのにもノウハウの蓄積も必要でしょうから、それこそ弁護士は、いろいろ事実関係を集めて証拠固めしていくというノウハウを持っていますので、ご利用になられたらなんていう思いはいたします。

ここまでは異論はないんですけれども、じゃ、一方で何も懸念がないかということそうでもなくて、行為規制に限ったことではないですけれども、今、きょう行為規制の話が出ていますので、これを一例とすると、省令レベルでもこれだけの分量なわけですね。それで、これにとどまらずに、恐らく事業者さん内では、さまざまな実務上の工夫や対応をしていくということになって、それこそ、この行為規制を今後細かくチェックする弁護士が出てくるんじゃないかと思うほどですけれども、それで、今後しばらくの間、きっとこの行為規制を遵守するために、社内の監査機能とか監視機能とか、ある程度強化していかざるを得ないんでしょうが、どこまでやるのというところは正直言ってございます。どんどん強化すればするほどいいのかということ、恐らく社内の

限られたリソースで、そうではないだろうという思いがございます。

行政側もどうかと、やはりしっかり見ていただきたいというのはあるんですけども、あと不適切事案なんかの報告があった場合には、それを調査するなんてなると、それこそ人手が幾らあっても足りないというところはあるとは思いますが、じゃ、監視する側がどんどん体制拡大していくのかというと、それも違うような気がしております、制度というのは入り口、目的はいいんですけども、それ自体が肥大化するというか、制度のためにまた制度をつくるような、規制強化したり、組織が拡大したり、それに対応する事業者側の行政管理コストが増大していくというのは、やむを得ないところは当然ありますし、大事なところもありますけれども、どこかで、そうなっていくというのは基本的には余りいい方向ではないとは思っています。

そういうことで、今後過渡期的なところがあって、試行錯誤もあって、しばらくは、事業者側の一般送配電さん初めいろいろ大変なところはあると思うんですけども、願わくば、特にこういういった行為規制対応なんていうのは、できるだけコストをかけずにやれればやれたほうがいいには決まっていますので、近い将来的にはだんだんルーチン化、効率化していただければいいのかなと。

私の取り越し苦労で、大したことはありませんとおっしゃるんだったら、それはそれでいいのかもしれないけれども、一応何となく、この大変つくり込んだすごい行為規制を見て、そんな感想を持ちました。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

大橋委員、どうぞ。

○大橋委員

施行前検証の点でもいいんですよ。今回の整備状況ということで、現在の整備の検討状況をいただいているわけですけども、ただ、やはりその検証は、これ、1ページ目にもいただいていますけれども、電力事業者の競争状況が著しく悪化しているかどうか、あるいは安定供給上必要な資金調達に支障がないかというところも見て、検証の結果、措置をすることもあり得ることなので、やはりこうした検討状況、あるいは制度改革の中で、仮にも義務づけとかいろいろな、なされた措置があると思うんですけども、そうした措置によってひずみが事業者、あるいは消費者に行ってるのか、行っていないのかというところは、きちんと見ないといけないのかなという感じはしています。

いずれにしても、第3段階でシステム改革は一応完結するというか、一応の大きな目途は終え

るので、こうしたものの本来目指していた、事業者が創意工夫を発揮する余地というのはさらに拡大しているんだと。そうした中で、先ほど経過措置の話もありましたけど、そうしたものが経過措置の出口にやっぱりつながっていくというふうな道筋が、こうした検証の中で明らかにされてくるといことが、本来検証としては望ましい姿なのかなというふうに思っています。

まだ整備状況をいただいただけなので、これから検証されるということですが、一応コメントとしてさせていただきます。

○山内委員長

ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

どうぞ、村松委員。

○村松委員

ご説明ありがとうございました。

こちらの今回の行為規制を拝見しまして、会計士の業界における独立性、中立性の担保の仕組みと非常に似たものがあるなと思って、会計士の業界は非常に周りからも厳しく見られますし、社内的にも大変な工数をかけて仕組みづくりであるとかチェックの体制、また、外からもその体制がきちんと整っているかというところで見られるという環境でございます。それを同じことをやるとしたら、すごく大変だろうなと思って拝見しておりました。

今回特に、兼職規制のところにつきまして例外、これはもう本当に実務を考えるとやむを得ないことだと思いますので、例外事項を設けられていて、これは実務的な対応として認めていただくのは非常にありがたい話だと思うんですけども、例えば会計士の場合ですと、個人の立場だけではなくて、配偶者であったり、親族まで含めてというようなことがあったりするものですから、そこまでやる必要は多分ないだろうとは思いますが、できるだけ曖昧さを排除するというんですか、今回も、例えば極めて短いとか、金額的なもので大きいとか小さいとか、そういったものがございましたけれども、できるだけその辺は排除されていくのかなと思います。その定義が、果たして監視等委員会で一律出すのがいいのか、それとも各社が、自社ではこういう定義づけをしますということと設けられて、それを遵守する体制をみずからとっていくのがいいのか、そこは、運用はこの先の検討次第かなと思っております。

恐らく、この今回の行為規制全般につきましては、通信の民営化のときに起きた事象というのを参考にしながら整えていらっしゃるんだと思います。ガイドラインを整えられても、実務を回していく中では、不当、不適切と思われる行為も恐らく出てくると思います。通信のときには、回線部門が持っている情報を小売部門にまさに提供されて、不当な営業がされたというような事

象がございました。この辺も、ないように、こういう仕組みをつくってらっしゃるということではありますけれども、監視委員会のほうで事後的なチェックをされるに当たっては、ぜひ報告書の開示をしていただければ、これだけのことをきちんとやりましたよと、その結果問題ありませんというふうになれば、これは事業者の方々にとっても大変よい結果、我が社が備えている体制が評価されたということで、よい結果になると思いますので、そこは開示されたいかがでしょうというのがご提案でございます。

また、もし、やはり不具合がありました、改善勧告ですというふうになったときには、そのフォローアップ、実際にアクションをとった結果というのを見られると思うんですが、またそれ、監視等委員会が見に行かれるのか、またはよそのというのではありませんけれども、外部の第三者が見に行くような形になるのか、そこも、今後実務が回り始めてから起こり得ることということで、少しご検討をお願いできればと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

委員会のほうから何かありますか。よろしいですか。

○恒藤電力・ガス取引監視等委員会ネットワーク事業監視課長

いろいろな貴重なアドバイスいただきましたので、運用が始まったら、今のお話も踏まえて、しっかり運用してまいりたいと思います。

○山内委員長

そのほかに。

○下村電力産業・市場室長

事務局からでございます。

先ほど大橋委員からもご指摘がございましたけれども、この検証は昨年の秋からやらせていただいております、資料7-1の2ページでございますけれども、これまで広域機関の活動状況として、広域機関からのプレゼンテーションをいただきました。それから、市場の状況ということでJEPXからプレゼンをいただきました。それから、前回のこちらの小委員会では、エネルギー基本計画に基づく施策の実施状況についてのご報告を差し上げました。きょう、先ほど需給状況についての検証をさせていただいてございます。たしか昨年の年末に料金水準についてご報告をさせていただきまして、今、このルールの整備状況というのをご報告を申し上げました。これも昨年の秋だったと思いますけれども、各社の準備状況というものを、一度ご報告をさせていただいたというところでございます。

これまでのご報告で、この第3段階の施行を迎えるに当たって、こうした点にまだ課題があるのではないかといったことを、具体的なものとして、これまでご提示いただいたことはなかったかなというふうには思っているわけですが、先ほど大橋委員からのご指摘もございまして、まさにこの3弾を迎えるに当たって、我々としては留意すべき点というのがあれば、ぜひこの場でもご指摘をいただけますと幸いです。

○山内委員長

いかがでしょうか。今、事務局からそういうお願いもありましたけれども。急に今ということだけでなく、お気づきになった点を事務局にお伝えいただくという手もあろうかと思っておりますけれども、何かございますか。よろしゅうございますか。

どうぞ、大橋さん。

○大橋委員

多分、ほかの委員会で議論されて直っているのかもしれませんが、多分調整力のところで、送配の義務づけのパーセンテージと、あと、それについてちゃんと費用回収がされているのかというところに、ギャップが当初はあったと思うんですが、それが埋まっているかとか、今ぱっと浮かぶあれで言うと、そういうところがちょっと、若干念頭にはあったところでは。

○山内委員長

そのほか、いかがですか。

それじゃ、また何かありましたら、事務局のほうにお伝えいただくということにしたいと思います。

本日の議題は以上でございますが、何か全体を通じてご発言のご要望がありましたらお聞きいたしますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、きょうは珍しく時間がかなり早くなるんですけれども、以上をもちまして議論を終了とさせていただきます。活発にご議論いただきまして、ありがとうございます。

これをもちまして第17回電力・ガス基本政策小委員会を閉会といたします。

本日は、どうもありがとうございました。

午後 2時42分 閉会

お問合せ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力産業・市場室

電話：03-3501-1748

FAX：03-3580-8485

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課

電話：03-3501-1749

FAX：03-3580-8485

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備室

電話：03-3501-2963

FAX：03-3580-8541